	2982まで、(7)―2984から(7)―2995まで、(7)―3007から(7)―3016まで、(7)―3018から(7)―3032まで、(7)―3035から(7)―3037まで、(7)―3039、(7)―3041から(7)―3061まで、(7)―3063から(7)―3065まで、(7)―3068から(7)―3075まで、(7)―3077から(7)―3083まで、(7)―3086から(7)―3088まで、(7)―3090から(7)―3106まで、(7)―3108、(7)―3109、(7)―3112から(7)―3135まで、(7)―3137から(7)―3144まで、(7)―3149から(7)―3151まで、(7)―3153から(7)―3165まで、(7)―3168から(7)―3177まで、(7)―3179から(7)―3197まで、(7)―3199から(7)―3219まで、(7)―3221から(7)―3223まで、(7)―3225から(7)―3238まで、(7)―3241から(7)―3244まで、(7)―3246から(7)―3260まで、(7)―3262から(7)―3272まで、(7)―3274から(7)―3286まで、(7)―3288から(7)―3304まで、(7)―3307から(7)―3325まで、(7)―3327から(7)―3329まで、(7)―3335から(7)―3343まで、(7)―3347から(7)―3355まで、(7)―3358から(7)―3363まで、(7)―3365から(7)―3372まで、(7)―3375から(7)―3377まで、(7)―3379から(7)―3383まで、(7)―3385から(7)―3393まで、(7)―3396から(7)―3424まで、(7)―3426、(7)―3431から(7)―3436まで、(7)―3439から(7)―3447まで、(7)―3449から(7)―3454まで、(7)―3456から(7)―3458まで、(7)―3460、(7)―3461、(7)―3464から(7)―3484まで、(7)―3486から(7)―3495まで、(7)―3497から(7)―3504まで、(7)―3506から(7)―3508まで及び(7)―3510から(7)―3518まで	2982まで、(7)―2984から(7)―2995まで、(7)―3007から(7)―3016まで、(7)―3018から(7)―3032まで、(7)―3035から(7)―3037まで、(7)―3039、(7)―3041から(7)―3061まで、(7)―3063から(7)―3065まで、(7)―3068から(7)―3075まで、(7)―3077から(7)―3083まで、(7)―3086から(7)―3088まで、(7)―3090から(7)―3106まで、(7)―3108、(7)―3109、(7)―3112から(7)―3135まで、(7)―3137から(7)―3144まで、(7)―3149から(7)―3151まで、(7)―3153から(7)―3165まで、(7)―3168から(7)―3177まで、(7)―3179から(7)―3197まで、(7)―3199から(7)―3219まで、(7)―3221から(7)―3223まで、(7)―3225から(7)―3238まで、(7)―3241から(7)―3244まで、(7)―3246から(7)―3260まで、(7)―3262から(7)―3272まで、(7)―3274から(7)―3286まで、(7)―3288から(7)―3304まで、(7)―3307から(7)―3325まで、(7)―3327から(7)―3329まで、(7)―3335から(7)―3343まで、(7)―3347から(7)―3355まで、(7)―3358から(7)―3363まで、(7)―3365から(7)―3372まで、(7)―3375から(7)―3377まで、(7)―3379から(7)―3383まで、(7)―3385から(7)―3393まで、(7)―3396から(7)―3424まで、(7)―3426、(7)―3431から(7)―3436まで及び(7)―3439から(7)―3447まで
(8)～(9)　［略］	［略］	(8)～(9)　［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○環境経済厚生労働省・産業省告示第三号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百十七号）の一部の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百三十五号）の一部の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百十七号）第二十九条第一項の規定により、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第九条の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第一号から第四号までに規定する製品でＰＦＯＳ又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（平成二十三年環境経済厚生労働省・境産業省省告示第六号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項に規定する製品でＰＦＯＳ又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項	ＰＦＯＳ又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項に規定する製品でＰＦＯＳ又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による